

## 第 10 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和2年10月16日(金)午後2時00分

場 所 津市一志農村環境改善センター 2階 大会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 森 哲也・14 宮本 政春・15 守山 孝之  
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭  
22 中野 たつ子・24 前田 孝幸

以上10名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村次長・増田主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：柴山担当副主幹 白山：境担当副主幹  
美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 14 宮本 政春・16 中谷 秀也

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について(別冊)

## 議 事 の 大 要

議 長	<p>早速、第10回第2農地部会を開会させていただきます。 本日は全員出席です。欠席者はありません。 議事録署名委員、14番 宮本 政春委員、16番 中谷 秀也委員、よろしく申し上げます。 まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から4で、合計件数は4件、合計面積は田で4, 216㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>2ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から5で、合計件数は5件、合計面積は3, 550㎡で、その内訳は田が1, 668㎡、畑が1, 882㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。 番号1 宅地分譲用地 番号2および3 一般個人住宅用地 でございます。 以上、件数は3件、合計面積は627㎡で、その内訳は畑が395㎡、その他が雑種地で232㎡でございます。</p> <p>報告案件は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、議案事項に入らせていただきます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の4ページをお願いいたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 番号1、地区 栗葉、受人 _____、面積 334㎡、渡人 _____、面積 13, 991㎡、申請地 稲葉町北出 _____、台帳地目・現況地目畑、面積 218㎡。 これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から耕作利便のよい申請地を譲り受けるものです。 なお、譲受人については、別冊 議案第7号において、整理番号4において5, 960㎡の利用権設定を受けることで下限面積5, 000㎡を満たすもの</p>

であり、当該農用地利用集積計画の公告と同時の許可となります。

番号2、地区 下多気、受人 \_\_\_\_\_、面積 0 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1, 634 m<sup>2</sup>、申請地 美杉町下多気漆 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 96 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、空き家取得に伴い新規営農するものです。

なお、この地区の下限面積は、空き家と同時取得の場合、100 m<sup>2</sup>となっており、申請地の実際の面積は130 m<sup>2</sup>程度あることが認められるため、要件を満たしているものと考えます。

以上、件数は2件、合計面積は314 m<sup>2</sup>で、その内訳は田が96 m<sup>2</sup>、畑が218 m<sup>2</sup>でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局から報告がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。1番、お願いします。

森委員 7番 森です。9日に現地調査に行っていました。担当委員の私、地元推進委員とで別々に確認に行っていました。現場は、\_\_\_\_\_から南へ100メートルぐらい行ったところでございます。事務局説明のとおりでございますので、何ら問題はないと思えますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
2番、お願いします。

結城委員 18番 結城です。9日に、地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は高齢で、遠方に住んでおり管理ができず、営農縮小ということでございます。受人は、津市の空き家バンクによる農地の取得ということで、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案1号について許可をすることを決定したいと思います。  
続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、お願いします。

事務局 5ページをお願いいたします。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 川合、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野内山 \_\_\_\_\_  
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 195㎡ 外3筆、合計面積 821㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地、庭用地とするものです。  
昭和48年頃から、住宅とそれに付随する倉庫・小屋用地として利用してきた旨の始末書の提出があります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で821㎡でございます。  
この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局の説明がありました。地元委員のご意見をお伺いします。

守山委員 15番、守山です。10月9日に、現地調査を行いました。守山、宮本両委員、そして川合地区の地元推進委員と一志事務局2名とで申請人の説明を受けました。場所は、集落の中心地であります。周辺は全て住宅地であります。  
以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。どうですか。よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可をすることと決定したいと思います。  
続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）を議題とします。事務局、お願いします。

事務局 では、6ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居北口町駒ヶ谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目  
畑、面積 321㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とすることを目的に、令

和2年4月16日付にて許可を受けましたが、転用事業者の変更のため、許可の取消願が提出されております。

番号2、地区 八手俣、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 美杉町八手俣梅ヶ広 \_\_\_\_\_、台帳地目・  
現況地目 田、面積 1,280㎡ 外2筆、合計面積 2,003㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とすることを目的に、令和元年7月17日付にて許可を受けましたが、転用事業者の変更のため、許可の取消願が提出されております。

以上、件数は2件、合計面積は2,324㎡で、その内訳は田が2,003㎡、畑が321㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
説明がございましたが、地元委員のご意見をお伺いします。  
1番、お願いします。

田口委員 6番 田口です。9日に、地元推進委員と事務局で、現地確認をしました。これは、事務局からの説明のとおりでございます。場所は、\_\_\_\_\_から北へ約500メートルぐらいのところでございます。よろしくお願いします。

議長 2番、お願いします。

結城委員 18番 結城です。これにつきましては、令和元年7月に転用許可が出ておるということで、事業者が代わったということだけのことです。

議長 ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については承認することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。

番号18に関しましては、\_\_\_\_\_委員に関係する案件ですので、先に番号18のみを採決し、その後、他案件について採決したいと思います。

それでは、番号18に関し、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、\_\_\_\_\_委員、一時退室願います。

< 退 室 >

議 長	それでは、番号18について、事務局、説明をお願いします。
事 務 局	<p>では、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。</p> <p>まず、議事参与の制限に該当する案件からご説明いたします。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>番号18、地区 高岡、受人 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 一志町高野池辺_____、台帳地目・現況地目 田、面積 761㎡ 外2筆、合計面積 2,869㎡。</p> <p>これにつきましては、_____の規定による事業により、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を戸建宅地分譲用地とするものです。</p> <p>申請地を10区画分の戸建宅地分譲用地とする計画で、現在、市の開発指導要綱に基づく協議がなされており、10月部会の審議後に、同時許可となる予定です。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局の説明がありましたが、18番について、地元委員の説明をお願いします。</p>
守山委員	<p>15番 守山です。10月9日に、農業委員の守山、宮本と地元推進委員と、本庁から局長、次長ら3名と、一志事務局が出てもらっております。申請人の代理である業者の説明を受けました。場所は、_____の北側、道の北側に位置するところではありますが、周辺の自治会、また水利関係の改良区の水利組合も賛成をしてもらっていますので、何ら問題はないと思いますので、よろしく願いしておきます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>番号18について、地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号、番号18について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第4号、番号18については許可することを決定したいと思います。</p> <p>_____委員、入室をお願いします。</p> <p>&lt; 入 室 &gt;</p>
議 長	それでは、他案件について、事務局、説明をお願いします。

事務局

では、7ページをお願いいたします。

番号1、地区 久居、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町三丁山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 1,456㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は538.08㎡、一部のり面があり、パネル自身の影の回避のため、パネルの設置率は転用面積の37.0%になりますが、周囲をフェンスで囲い、申請地全体を太陽光発電施設用地に供することが認められます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居北口町駒ヶ谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 321㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は129.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居相川町硯石 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 625㎡。

これにつきましては、自動車整備業を営む受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を自動車整備工場用地とするものです。

申請地は、市街化調整区域であるため、都市計画法第43条の建築許可と同時の転用許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居相川町硯石 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 402㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

番号3と関連する案件で、建設する自動車整備工場の向かいに、大型車両等の駐車場用地を確保する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町南山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 450㎡ 外1筆、合計面積 1,109㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は527.04㎡、パネルの設置率は、転用面積の47.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町南山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 787㎡ 外1筆、合計面積 1,168㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は408.05㎡、メンテナンス車両スペースを確保した有効設置面積1,019.22㎡に対するパネルの設置率は、転用面積の40.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町南山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 383㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は160.32㎡、パネルの設置率は、転用面積の41.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 栗葉、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町上出 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 393㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は274.04㎡、パネルの設置率は、転用面積の69.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 栗葉、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 庄田町上出 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 251㎡ 外1筆、合計面積 611㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は415.48㎡、パネルの設置率は、転用面積の68.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 榊原、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 榊原町下安子 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 188㎡。

これにつきましては、金属製品製造業を営む受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするもので、主に隣地の作業場で製造・加工する製品を搬出するまでの一定期間保管する用地とする計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 波瀬、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町

波瀬大久保\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 426㎡ 外3筆、合計面積 1,343㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は530.40㎡、メンテナンススペースの確保により、パネルの設置率は、転用面積の39.5%になりますが、周囲をフェンスで囲い、申請地全体を太陽光発電施設用地に供することが認められます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 波瀬、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外2名、申請地 一志町波瀬広垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 田、面積 932㎡ 外2筆、合計面積 1,126㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は667.63㎡、パネルの設置率は、転用面積の56.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 川合、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町小山中野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 327㎡ 外2筆、合計面積 863㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は439.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の51.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 川合、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外2名、申請地 一志町小山中野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 264㎡ 外2筆、合計面積 623㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は479.96㎡、パネルの設置率は、転用面積の77.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 川合、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外2名、申請地 一志町小山中野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 155㎡ 外3筆、合計面積 445.61㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は456.30㎡、パネルの設置率は、一体利用地を含めて、転用面積の94.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町

八太池ノ坪\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 561 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は486.72 m<sup>2</sup>、パネルの設置率は、一体利用地を含めた合計面積のうち転用面積の56.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_ 外1名、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町庄村南出\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑・宅地、面積347 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

英会話講師である受人は、隣地の宅地で英会話教室を運営するに当たり、生徒用の駐車場6台分を確保する計画です。

昭和45年頃より申請地の一部を車庫として利用してきた旨の始末書の提出があります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_ 外1名、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口宮ノ下\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 279 m<sup>2</sup> 外2筆、合計面積 635 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地、車庫用地とするものです。

平成3年頃より現在の用途に利用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 大三、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二本木沖広\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 162 m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 786 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を進入路用地、物置用地、車庫用地、庭用地とするものです。

昭和25年頃より、申請地の大部分を現在の用途で利用している旨の始末書の提出があります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号21、地区 倭、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町南出下出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 田、面積 707 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は302.72 m<sup>2</sup>、パネルの設置率は、転用面積の42.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号22、地区 倭、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町南出東兵司\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目

田、面積 403㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は457.60㎡、パネルの設置率は、一体利用地を含め、転用面積の40.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号23、地区 八手俣、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 美杉町八手俣梅ヶ広 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 田、面積 1,280㎡ 外2筆、合計面積 2,003㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は519.70㎡、パネルの設置率は、不整形地であるため、転用面積の37.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

議案第3号、番号2の関連案件です。

番号24、地区 石名原、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町石名原堂垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 田、面積 1,253㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は475.94㎡、パネルの設置率は、地元からの要望によるパネル枚数の削減により、転用面積の38.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号25、地区 下多気、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気漆 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 135㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を進入路用地、一般個人住宅用地とするものです。

平成17年頃より、現在の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は25件、合計面積は20,755.61㎡で、その内訳は田が9,343㎡、畑が11,412.61㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、現地には立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番から4番まで。

田口委員

6番 田口です。9日に、確認をしていただきました。1番について、農業委員の諸戸さん、中野さん、森さん、地元推進委員、久居事務局で見てまいり

ました。

1番は、\_\_\_\_\_の東側の道沿いでございます。そのほかについては事務局の説明どおりでございます。

2番については、先ほど第3号議案で出たものの関わりでございます。

3番、4番は、これも9日に見てまいりました。場所は、中勢バイパスの\_\_\_\_\_へ行く北側の角でございます。4番は東で、3番は\_\_\_\_\_のほうでございます。

何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

5番から10番、申し上げます。

森委員 7番 森です。5番、6番、7番は同じ地区ですので、一緒に説明させていただきます。9日に現地調査に行つてまいりました。諸戸部会長、田口さん、中野さん、私、地元推進委員で、あと久居事務局で行つてまいりました。現場は、榊原へ行く道路の\_\_\_\_\_から西へ500メートルぐらい行つた道沿いでございます。畑になっていますが、以前から荒れたままで、畑をされていたのも覚えていません。これは、事務局の説明のとおりでございます。よろしく申し上げます。

それと、8番、9番、これも同じ地区で、説明させていただきます。同日、9日に行つてまいりました。現場は、165号線の\_\_\_\_\_手前の東側へ100メートル行つたところでございます。以前から、太陽光発電施設が増えている地区でございます、その中の一角になります。あとは事務局の説明のとおりでございます。

10番、同じ9日に行つてまいりました。現場は、\_\_\_\_\_から北へ100メートルぐらい行つたところでございます。これは、畑の隣の建物を買われて、その横の資材置場ということで、事務局の説明のとおりでございます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

11番、12番です。

宮本委員 14番 宮本です。9日に、一志事務局と、地元推進委員立会いで確認をしてまいりました。\_\_\_\_\_の件ですが、これはもう周辺、既に大分荒れています。

それから、12番も同じように、物つきの土地なんですが、もう周りが全部太陽光になっていまして、ここだけという感じのところでした。何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

13番から17番まで。

守山委員 15番 守山です。16番は、場所が一志町八太池ノ坪となっているんですけども、これは\_\_\_\_\_と道を1本隔てたところなんです。それで、もう一括して説明をさせていただきます。場所は、\_\_\_\_\_の南側でございます。10月9日に、川合地区の地元推進委員3名、それから農業委員の宮本、守山、

そして一志事務局とで申請者の説明を受けました。もう既にこの辺一帯は太陽光が設置されており、その周辺でございます。

そして、17番、これは\_\_\_\_\_という自治会のちょうど中心部で、事務局から説明のとおりです。よろしく願います。

議長 ありがとうございます。  
19番。

中谷委員 16番 中谷です。9日に、西森、中谷、両委員と地元推進委員と白山総合支所の職員とで確認をしてまいりました。場所は、久居美杉線の\_\_\_\_\_を出て西へ200メートルぐらいでしょうか、令和3年頃から建てられるということで始末書も出ているもようで、何ら問題はないかと思えます。

20番ですけれども、これも同じく9日に、西森、中谷、両委員と地元推進委員、それと総合支所の職員と行政書士とで確認をしました。場所は、\_\_\_\_\_の東に、\_\_\_\_\_との高架があるんですけれども、その高架のところから80メートルぐらい東へ行ったところで、近鉄線のすぐ南側になります。ここは、\_\_\_\_\_が、\_\_\_\_\_に入っているようで、庭を一部、サッカーゴールを建ててシュートの練習ができるように、という話をしてみえました。何ら問題はないかと思えます。

21番ですけれども、同じく9日に、西森、中谷、両委員と地元推進委員、それと白山総合支所の職員、行政書士とで確認をしました。場所は、\_\_\_\_\_の西100メートルぐらいのところでしょうか、荒れた土地で、太陽光発電も仕方ないようなところでは。

22番も同じく、場所は\_\_\_\_\_の南側の100メートルぐらいのところがあります。ここも同じく山の際で、太陽光も仕方ないようなところでは。何ら問題はないかと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
23から25番です。

結城委員 18番 結城です。23番は、議案第3号の関連案件でございますので、簡単でございますが、承認します。

24、25について説明をいたします。9日に、本庁会長、部会長、それから地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。ソーラーパネルの設置に当たり、周辺には高い障害物もなく、常時太陽光を取り入れることができる。そのためにこの申請地を取得するということでございます。

25番については、9日に、地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。進入路、住宅用地、一般個人用住宅用地として利用したいと。空き家バンクによる売買。始末書に写真の添付をされているということでございますので、よろしく願います。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
地元委員が説明されましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか。よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議を

いただきました議案第4号、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については、許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。事務局、よろしくお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 家城、借人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二俣小谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 95㎡ 外1筆、合計面積 1,014㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は301.76㎡、急斜面等のある不整形地であるため、パネルの設置率は、転用面積の22.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は畑で1,014㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。お願いします。

西森委員 17番 西森です。10月9日に、中谷委員と地元推進委員、太陽光業者、それから白山総合支所の事務局というメンバーで現地を確認してまいりました。場所なんですけど、\_\_\_\_\_の集落から\_\_\_\_\_のほうへ向かって出ていく、かなり狭い林道なんですけれども、その林道を200メートルぐらい行った、本当に山の中、よく探してきたなというような場所でありました。事務局の説明のとおり急斜面があるということで、かなり条件的には悪い感じのところであったと思います。そういう状況ですので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。それでは、意見もないようですからお諮りいたします。

ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ありませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。

引き続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事 務 局 12ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借人 \_\_\_\_\_ 外1名、貸人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 久居野口町\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 338㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借を設定し、申請地を分家住宅用地とするものです。

申請地は、市街化調整区域であるため、都市計画法第43条の建築許可と同時の転用許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は畑で338㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

田口委員 6番 田口です。これも、9日に見てまいりました。諸戸さんと中野さん、森さん、そして地元推進委員、久居事務局で行きました。場所は、\_\_\_\_\_の前にある、いつも花火を上げる場所ですね。あれの南、約5、60メートルあるかな、そのような場所です。何も問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。

地元委員の説明がありましたが、皆さん方のご意見がありましたら。よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可をすることに決定したいと思います。

次に、別冊としてお配りいたしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積

計画の決定についてでございます。

それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、所有権移転で7,885㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,745㎡、契約件数は5件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で102,341㎡、畑の賃貸借で1,226㎡、契約件数は60件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で22,584㎡、畑の使用貸借で853㎡、契約件数は10件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で1,377㎡、畑の使用貸借で1,337.91㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて134,187㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて19,161.91㎡、合計契約件数は76件、合計面積は153,348.91㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区2件、一志地区29件、白山地区5件で合計36件、合計面積は69,783㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で47.4%、面積で45.5%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件につきましてご説明をいたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものにつきましては、「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は65番、67番になり、整理番号の左側欄外にアルファベットのNを記載しております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございます。

今回の案件のうち、初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、審議を先にしたいと思います。

まず、整理番号13について、\_\_\_\_\_委員、一時退室願います。

< 退 室 >

議長

それでは、この1件についていかがでしょうか。よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。  
この案件につきまして、適正であると認め、市長に進達することにいたします。  
入室をお願いします。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件について、ご審議をお願いします。皆さん、いかがでしょうか。どうですか。よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました案件についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。  
これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。  
以上で、本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。ありがとうございます。  
これをもちまして、第10回第2農地部会を閉会します。

午後2時54分

上記は、第10回第2農地部会の議事を録したものである。

令和2年10月16日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_